

# 指定管理者制度導入 に関する基本方針

平成19年3月

洞 爺 湖 町

# 指定管理者制度導入に関する基本方針目次

## 第 1 指定管理者制度の創設

- 1 地方自治法の改正理由
- 2 制度の概要
  - (1) 指定管理者制度と管理委託制度の相違
  - (2) 施行期日
  - (3) 指定管理者で実施できる業務
  - (4) 基本的条件の設定
  - (5) 指定管理者の指定
  - (6) 指定管理者に対する監督

## 第 2 公の施設の管理に関する制度改正

- 1 制度導入についての基本的な考え方
- 2 条例の改正等
- 3 予算措置等
- 4 管理者の募集
- 5 候補団体の選定
- 6 管理者の指定
- 7 協定等の締結
- 8 管理状況の確認等
- 9 危機管理
- 10 制度導入の流れ

### 〈公の施設〉

地方自治法では、地方公共団体の多数の町民が利用し、町民福祉の向上に欠かせない公共サービスを提供する施設を「町民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」すなわち「公の施設」として定義し、その設置、運営に必要な事項を第 244 条から第 244 条の 4 において定めています。

具体的には、公園、運動場、道路、学校、図書館、公民館、博物館、病院、公営住宅、保育所などの施設が該当しますが、試験研究所、留置場、競馬場など、公の目的のために設置された施設であっても、町民の利用に供することを目的としないもの、利用に供する目的が直接町民の福祉を増進するものでないものは該当しない。

# 第 1 指定管理者制度の創設

## 1 地方自治法の改正理由

「官から民へ」の構造改革の下、簡素で効率的な地方公共団体を実現するためには、民間能力の活用を阻む規制・制度等を取り除くことが重要です。特に、公の施設の管理に関して、これまでの管理委託制度は管理者の範囲を公共的団体等に限定してきたため、民間事業者の維持管理の是非については、以前から論議がなされてきたところです。

地方自治法の改正による「指定管理者制度」は、公の施設の設置目的を損なうことなく、適切な管理を確保した上で従来までの限定を取り払い、民間事業者を含む管理者に施設の使用許可権限を付与することにより、「多様化する町民ニーズに効果的・効率的に対応し、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、町民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」とするものです。

## 2 制度の概要

### (1) 指定管理者制度と管理委託制度の相違

公の施設の管理については、これまでも地方公共団体の出資法人等に委託すること（管理委託制度）ができましたが、この管理委託制度と「指定管理者制度」との主な相違点は以下のとおりです。

	指定管理者制度	管理委託制度
管理権限・責任等	管理者に関する権限を指定管理者に委任。設置者は、管理権限の行使自体は行わず、必要に応じて指示を行い、指示に従わないなどの場合は指定の取消し等を行う。	契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う。管理権限及び責任は、設置者が引き続き有するものであり、使用許可権限は委託できない。
管理者の範囲	特別な制約を設けず、具体的な管理者を議会の議決を経て指定。	地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体に限定される。 * 公の施設の管理を行う主体の公共性の要素に着目し、上記の団体に限定。

《参考：「指定管理者制度」、管理運営委託及び業務委託の相違点》

地方自治法改正前の「管理の委託制度」の下においては、「管理」の委託は、公物管理権に限られ、施設の利用許可のような権力的性格のものは「行政処分」とされ、この行政権限は委託できないとされていた。

改正後の「指定管理者制度」は、従来の「管理の委託」の方式（民法上の契約）から、法律を根拠とする「管理権限の委任」（公法上の代行）の方式へと変更したものであり、使用許可などの「行政処分」も含めて「管理」を行わせる制度とした。

\*ただし、使用料の強制徴収、過料の賦課徴収、不服申立てに対する決定等はできない。

	業務委託	管理委託制度	指定管理者制度
位置付け	サービスの提供	権限の委任代理	管理代行（行政処分）
受託者	限定しない	出資団体（1/2以上出資） 公的団体、公共的団体	法人その他の団体（民間事業者、NPO、公共的団体等） *法人格は必ずしも必要としない。ただし、個人は不可
	特になし	条例で規定	議会の議決を得て決定
施設の経営権	町	町	指定管理者（営業時間、休館日などの設定や業務の範囲は条例で定める。）
対外的責任	町	一義的には受託者	一義的には指定管理者
業務の範囲	契約範囲内のサービスの提供	指示された施設サービスの提供 施設の維持管理	自主的な施設サービスの提供 施設の維持管理 使用許可等の行政処分
業者選定及び契約形態	原則入札 委託契約	受託者の範囲内で随意契約	原則公募。契約でなく、議決（指定管理者の指定）を得て協定
料金の帰属	町	基本的には町	指定管理者（町は上限額）
議会の関与	なし	条例制定時	条例制定時 指定管理者の指定のための議決
根拠法令	なし	改正前の地方自治法第244条の2第3項	地方自治法第244条の2第3項

(2) 施行日（地方自治法の一部改正に伴う）（平成15年9月2日）

なお、施行日時時点で既に管理委託制度を実施している既存の公の施設については、施行日から起算して3年（平成18年9月2日）を経過する日までの間は、従来の管理委託制度を引き続き採ることができます。

### (3) 指定管理者制度で実施できる業務

指定管理者が施設管理に伴って、行い得る業務は次のとおりです。

（ア、イについては、従前の管理委託制度においても可能）

**ア 利用者からの料金を自らの収入として収受すること（利用料金制）**

**イ 条例で定められた枠組みの中で地方公共団体の承認を得て自ら料金を設定すること。**

\* この場合、あらかじめ条例で定められた基本的枠組み（金額の範囲、算定方法等）に従い当該地方公共団体の承認が必要です。また、必要に応じて、地方公共団体は指示を行うことができます。

**ウ 条例に定めることにより使用許可を行うこと。ただし、地方公共団体の長のみが行使できる次の権限は指定管理者に行わせることができない。**

（ア）使用料の強制徴収（地方自治法第231条の3）

（イ）不服申し立てに対する決定（同法第244条の4）

（ウ）行政財産の目的外使用許可（同法第238条の4第4項）

### (4) 基本的条例の設定（条例で定めるべき事項）

指定管理者制度の導入にあたっては、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、その他必要な事項を条例で定められ、通則的な条例の制定、個々の施設設置条例の改正が必要となります。

条例で定めるべき事項は、次のとおりです。

#### **ア 指定管理者の指定の手続（通則的な条例）**

指定管理者の指定の手続として、申請の方法や選定基準等を定めることとなります。なお、指定の申請にあたっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、例えば、選定する基準としては次のような事項を規定することとなります。

- (7) 町民の平等利用が確保されること。
- (イ) 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (ウ) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

#### **イ 指定管理者が行う管理の基準**

次の管理基準を定めることとします。

- (7) 町民が公の施設を利用するにあたっての基本的な条件  
( 休館日、開館時間、使用許可の基準、使用制限の要件等 )
- (イ) 公の施設の適正な管理を行う上で必要不可欠な業務運営の基本事項  
( 管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱い等 )

#### **ウ その他必要な事項**

公の施設の目的や態様等に応じ、その必要な事項を定めることとします。

### **(5) 指定管理者の指定**

指定の意味及び手続きについては、次のとおりです。

#### **ア 指定について**

地方公共団体と指定管理者とは取引関係（指定管理者のサービスを地方公共団体が買い上げる。）に立つものではありませんので、いわゆる「請負」には該当しません。

指定管理者の指定は行政処分的一种であり、契約ではありません。したがって、地方自治法の契約に関する規定の適用はなく、同法に規定する「入札」の対象にはなりません。

指定管理者は「法人その他の団体」であるため、個人は指定できません。ただし、法人格は必要ありません。

#### **イ 選定の手続き**

申請の方法や選定基準等を条例（上記(4) - アによる）で定めます。

指定の申請にあたっては、複数の申請者に事業計画書を提出させ、選定基準に照らし、最も適切かつ効率的な管理を行う者を選定します。

#### **ウ 指定にあたっての議会の議決**

指定管理者の指定にあたっては、議会の議決を要します。議決すべき事項は、「対象となる公の施設の名称」、「指定管理者となる団体の名称」、「指定の期間」等です。

### **\* 指定の期間**

管理が適切かつ効率的に行われているかをチェックし、見直す機会を設けるため期間を定めることとします。施設の目的や実情によって数年から数十年にわたるものまで考えられますが、合理的な理由のない長期間の指定は不適切であるといえます。

## **エ 協定等の締結**

権限自体は「指定」によって生じるものであり、契約を結ぶことは不要です。ただし、管理業務実施にあたっての詳細の事項(事業報告書の提出期限、管理経費の額及び支払方法、物品の所有権の帰属等)については、両者の協議により定め、協定等を締結することで明確にすることとします。

## **(6) 指定管理者に対する監督**

地方公共団体の長は、指定管理者に対して業務又は経理状況の報告を求め、実地調査を実施し、又は必要な指示をすることができます。指示に従わない場合や、その他管理を継続することが適当でないと認められるときは、指示を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができます。

### **ア 事業報告書の提出**

指定管理者は、毎年度終了後、管理の業務に関する事業報告書を提出しなければなりません。記載事項は、次のようなものであり、地方公共団体が定めることとなります。

管理業務の実施状況

利用状況(利用者数、使用拒否等の件数・理由等)

利用料金収入の実績、管理に要した経費等の収支の状況等

## **イ 公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申し立て等**

公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申し立ては、地方公共団体の長へ審査請求する。

施設の設置又は管理において利用者に損害が生じた場合や、管理業務の執行にあつての指定管理者の行為(暴行等)が原因で利用者に損害が生じた場合は、設置者たる地方公共団体が損害賠償を負うこととなります。

## 第2 指定管理者制度の導入

### 1 制度導入についての基本的な考え方

公の施設の管理については、これまでも旧虻田町及び旧洞爺村において管理委託制度等を活用し、施設の機能を十分活かしながら効果的・効率的な活用を行ってきたところです。

指定管理者制度は、これまでの管理委託制度と比較すると、指定管理者に施設の使用許可権限を与えることで、より管理実態に合わせた管理運営が可能となること、また、民間事業者等の能力が発揮されることで施設機能の更なる向上が期待できることなど、施設の利用者及び設置者双方にとっても、町民サービスの向上をはじめとする合理的管理が望めるなどのメリットが見込まれるところです。

このことから、新たに創設された指定管理者制度の導入が可能なすべての公の施設について、その可能性を検証しながら制度の導入について検討するものです。

検討の結果、指定管理者制度へ移行された場合においては、毎年度の事業報告等に基づき管理状況を把握するとともに、成果目標の設定等による評価を行い、その結果を次回の指定等に活用することで「町民サービス」、「経費の削減」等を確実に図っていくものとします。

### 2 条例の改正等

#### (1) 通則的な条例の制定

制定の内容：指定の手續（申請の方法、選定の基準、事業計画の提出等）、その他の共通事項

制定の時期：最初に指定管理者制度に移行する施設に合わせて制定

制定主体： 課

#### (2) 施設設置管理条例の改正

改革に内容：各施設の「設置管理条例」について、以下の事項を追加及び削除する。

##### ア 追加する事項

(ア) 「指定管理者による管理」



- (イ) 管理の基準（開館時間、使用の制限等）
- (ウ) 業務の範囲（施設の維持管理、個別の使用許可等）
- (エ) その他必要な事項

#### イ 削除する事項

「管理の委託」に関する事項

改正の時期：平成 年 月議会

改正の主体： 課

#### (3) 「個人情報保護条例」の改正

改正の内容：指定管理者による公の施設の管理を対象等とします。

改正の時期：平成 年 月議会

制定主体： 課

### 3 予算措置等

単年度の予算：通常当初予算を決定する毎年の3月議会において「各年度の予算」の議決を得ることとします。

指定期間中の全体予算：「指定」と同一議会において「債務負担行為」の議決を得ることとします。

利用料金制：必要に応じ導入等について検討することになります。

### 4 管理者の募集

募集の方法：原則として「公募」による募集とします。

ただし、特別な事情等がある場合には「公募」によらないでできるものとしませんが、説明責任を果たし得るだけの理由付けをすることに留意する必要があります。

#### 【公募によらない場合の主な例】

町の施策との密接な関連から、当該団体による施設の管理運営と一体となった事業展開の必要性が認められる場合

現在の管理者以外に申請が見込めないことが客観的に認められる場合

「危機」への対応上必要性が認められる場合

募集の時期：「公募」による募集は、設置管理条例改正を行う議会後の「 月程度」を基本とします。

ただし、施設の性格等により長期間の募集が必要と認められる場合には、適宜期間を設定することとします。なお、募集に関しては、町広報誌、町ホームページにより行うこととします。

募集要項等の作成：「公募」を実施する施設については、募集に際しての詳細事項を定めた要項等を作成することとします。

## 5 候補団体の選定

選定の方法：公の施設の「各所管課」が主体となって選定を進め、「洞爺湖町行財政改革審議会」の意見を聴いた上で決定することとします。

選定の時期：募集期間の終了後、1月程度

選定の基準：「選定基準」となる事項については、「通則的な条例」において規定することとします。

個別具体的な事項等については、必要に応じて、各施設の「設置管理条例」において規定します。

### 【「通則的な条例」に規定する「選定基準」（案）】

町民の平等利用が確保されること

管理に関する事業計画の内容が施設の効果を最大限に発揮し、かつ、町民サービス向上が図られるものであること。また、管理経費の縮減が図られるものであること。

事業計画に沿った管理を行う人的能力、物的能力等を有していること。など

## 6 管理者の指定

指定の方法：公の施設の「各所管課」において、議会の議決を経て指定します。

指定の時期：平成 年 月議会

指定の期間：「 年」を基本とします。ただし、施設の性格等により「 年」によらないこともできるものとします。

指定の周知：管理者の名称、期間等の指定内容について、町広報誌のほか、施設の性格等必要に応じて広く町民への周知に努めることとします。

## 7 協定等の締結

締結の方法： 1 指定期間全体の包括的な協定等の締結  
2 毎年度の協定等の締結

締結の時期： 1 平成 年3月下旬（当初予算議決後）  
2 毎年3月下旬（当初予算議決後）

### 【「協定」等の記載事項（例）】

指定（協定）期間

委託料の額及び支払いの方法に関する事項

事業の実施に関する事項（管理の基準、業務の範囲等）

事業引継ぎに関する事項（管理開始時点で既になされていた利用申込みの取扱い等）

施設内物品の所有権帰属に関する事項

事業報告に関する事項（事業報告書の提出、随時の事業報告、立入調査等）

個人情報保護に関する事項

リスク管理、責任分担に関する事項

指定取消しに関する事項 など

## 8 管理状況の確認等

確認の方法：地方自治法の規定に基づき、毎年度終了後に提出を受ける事業報告書のほか、必要に応じて臨時的に報告を求め、又は実施状況の調査により施設の管理状況を把握することとします。

評価の実施：事業報告書等に基づき、「町民サービス」「経費の節減」等を主な観点とし、毎年度一回、管理状況に関する評価を実施することとします。

確認等の主体：公の施設の「各所管課」

結果の活用：確認等の結果については、可能な範囲で指定期間中の「毎年度の協定等」などへ反映させることとします。

## 9 危機管理

指定管理者による管理が不能となった場合などの「危機」に対しては、町民サービスの維持を最優先として対応します。

「危機」の回避、発生した場合の被害の最小限化等のためには、随時、指定管理者の業務状況（当該施設の管理状況及びその他の業務状況）等の把握に努めるほか、あらかじめ「危機」を想定した体制を施設ごとに整備することが必要です。

指定管理者の責めに帰すべき事由による「危機」に対する備えとして、必要に応じて「協定」等において「損害賠償」等についても取り決める必要があります。

### 【「危機」への対応（例）】

- (1) 指定期間中に指定管理者による管理が継続不能となった場合
- (2) 指定期間前に指定管理者による管理が不能となった場合
- (3) 「公募」に対して申請団体がなかった場合に対しては、次の順序で対応することとします。

対応可能である場合には、（新たな）管理者を指定する。

ア 基本的には、（再度の）「公募」により候補団体を指定する。

イ 「時間的に間に合わない」「同じ結果が予想される」など、客観的に対応不可能であると考えられる場合に限り、「公募」によらないで候補団体を選定できるものとします。

緊急を要する場合、（新たな）管理者が見当たらない場合等には、町直営により対応することとします。

なお、町直営による対応も困難な場合には、一時的な施設閉鎖を検討します。

## 10 制度導入の流れ

### 【制度導入の流れ】

